

取 扱 注 意
 平成 20 年(2008 年)6 月 3 日
 内閣官房記者発表終了まで公表不可

県政経営会議資料
 平成 20 年(2008 年)6 月 3 日
 防災危機管理局

国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施について ～平成 20 年度は 18 県で実施します～

1. 訓練の目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図ります。

2. 共同訓練の実施予定

平成 20 年度の共同訓練の実施予定は以下の通り。

		実施予定団体	実施予定時期			実施予定団体	実施予定時期
1	実 動 訓 練	長野県	11月下旬	10	図 上 訓 練	福井県	2月上旬
2		鳥取県	11月中旬	11		三重県	10月下旬
3		岡山県	11月中旬	12		滋賀県	11月中旬
4		山口県	11月上旬	13		奈良県	11月下旬
5	図 上 訓 練	青森県	11月上旬	14		徳島県	2月上旬
6		秋田県	11月上旬	15		愛媛県	1月下旬
7		山形県	2月上旬	16		長崎県	2月上旬
8		神奈川県	2月上旬	17		大分県	11月中旬
9		新潟県	1月下旬	18		宮崎県	10月下旬

※ 1) 平成 20 年度訓練の特徴

これまでに実施してきた化学剤を用いたテロ等に加え、国民保護共同訓練としては、初めて生物剤や放射性物質を用いたテロを想定した訓練も実施する。

※ 2) 実動訓練について

- ・ 国の現地対策本部及び地方公共団体の対策本部等の設置及び相互の連絡調整
- ・ 住民の避難誘導、医療の提供等の救援及び災害対処に関する措置など、国民の保護のための一連の措置について、現地における実動訓練を実施する。

※ 3) 図上訓練について

国、地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示等、国民の保護のための措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、図上訓練を実施する。

※ 4) 訓練の具体的な内容について

シナリオの内容、参加機関、訓練企画・実施上の国と地方公共団体の役割分担等細部の実施要領については検討中。

国民保護訓練(地方公共団体との共同訓練)実施状況

これまでの訓練実施状況は以下のとおり。

平成17年度(2回、5県)

No.	実施団体	年月日	種別
1	埼玉県、富山県、鳥取県、佐賀県	17.10.28	図上
2	福井県	17.11.27	実動

平成18年度(11回、10都道府県)

No.	実施団体	年月日	種別
1	鳥取県	18.8.9	図上
2	北海道	18.8.25	実動
3	茨城県	18.9.29	実動
4	福岡県	18.10.16	図上
5	福井県	18.10.20	図上
6	埼玉県	18.10.26	図上
7	大阪府	18.11.2	図上
8	東京都	18.11.10	図上(※一部実動も実施)
9	鳥取県	18.11.26	実動
10	愛媛県	19.2.7	図上
11	佐賀県	19.2.8	図上

平成19年度(15回、15府県)

No.	実施団体	年月日	種別
1	山口県	19.10.23	図上
2	京都府	19.10.25	図上
3	島根県	19.11.2	実動
4	愛媛県	19.11.10	実動
5	宮城県	19.11.13	図上
6	千葉県	19.11.21	実動
7	茨城県	19.11.28	実動
8	長野県	20.1.18	図上
9	和歌山県	20.1.25	図上
10	広島県	20.1.28	図上
11	鹿児島県	20.2.5	図上
12	熊本県	20.2.6	図上
13	静岡県	20.2.8	実動
14	愛知県	20.2.15	図上
15	岐阜県	20.2.21	図上

(参考)

◎国民保護法について

正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

◎国民保護法に係る経緯

- 平成15年6月 事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）成立、施行
- 平成16年6月 国民保護法成立
- 平成16年9月 国民保護法施行
- 平成17年3月 国民の保護に関する基本指針閣議決定

◎国民保護法（抄）

（訓練）

第42条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。（以下、省略）

2 （省略）

3 地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、当該地方公共団体の住民に対し、当該訓練への参加について協力を要請することができる。

第43条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の費用の負担）

第168条 （省略）

2 第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 （省略）